

## 田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月12日(木) 午前9時00分から9時30分
- 2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

### 農業委員(10名)

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

### 農地利用最適化推進委員(5名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員(1名)

担当区域3	鈴木	秀樹
-------	----	----

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可  
について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につ  
いて

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受  
理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局主査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、1月の定例総会を開催いたします。  
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業  
委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により  
会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。8番の田澤隆委員と9番の白戸陽平  
委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・福士の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に  
ついてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出が  
あったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第1号、所有権移転の整理番号1～3、賃貸借権設定の整理番号1について説明】

3ページの所有権移転の整理番号1については、高田地区中心部に位置する農地であります。

譲渡人が手放したい意向により、直接交渉を行い、売買することとなったものであります。

整理番号2と4ページの整理番号3については、畑中地区の西側に隣接する農地であります。

この案件についても、譲渡人が耕作できなくなったことから、直接交渉を行い、売買することとなったものであります。

5ページの賃貸借権設定の整理番号1については、垂柳地区から東側約300mに位置する農地であります。

貸人のあっせん申出により、マッチングを行い、設定することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第1号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第1号は議案のとおり決定することとします。次に、議案第2号に入る前に、農業委員会に関する法律第34条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員と推進委員の白戸卓郎委員は、審議終了までの退席をお願いします。



(白戸陽平委員、白戸卓郎委員 退席9:07)

議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が5件、賃貸借権設定が7件です。

【議案第2号、所有権移転の整理番号1～5、賃貸借権設定の整理番号1～7について説明】

7ページの所有権移転の整理番号1については、大袋地区から東北東約820mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、譲受人へ直接相談し、売買することとなったものであります。

整理番号2については、田舎館地区から東側約670mに位置する農地と他12筆であります。

これまで、中間管理事業と農地法において、貸借権設定を結んでいた農地であります。譲渡人が高齢で、自らの農業経営が困難であるため、直接、譲受人を探し、売買することとなったものであります。

8ページの整理番号3については、(株)ムツミテクニカから北側約380mに位置する農地であります。

これまで、中間管理事業と基盤法において、貸借権設定を結んでいましたが、譲渡人自らの農業経営が困難となり、売買の申出があったことから、事務局が調整を行い、売買することとなったものであります。

整理番号4については、(株)ムツミテクニカから北北東約490mに位置する農地であります。

これまで、中間管理事業において、貸借権設定を結んでいましたが、譲渡人自らの農業経営が困難となり、売買の申出があったことから、事務局が調整を行い、売買することとなったものであります。

整理番号5については、(株)ムツミテクニカから北側約530mに位置する農地であります。

これまで、中間管理事業において、貸借権設定を結んでいましたが、譲渡人自らの農業経営が困難であることから、これまでの借人へ直接相談し、売買することとなったものであります。

9 ページの賃貸借権設定の整理番号 1 については、境森地区から東北東約 5 3 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号 2 については、大曲地区から西側約 4 6 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

1 0 ページの整理番号 3 については、境森地区から西北西約 8 8 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号 4 については、土矢倉地区から北西約 2 9 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

1 1 ページの整理番号 5 については、(株) ムツミテクニカから北西約 4 3 0 m に位置する農地であります。

体力的な面から賃貸人自らの耕作が困難となったことから、賃借人へ直接相談し、設定するものであります。

1 2 ページの整理番号 6 については、枝川地区から北東約 3 5 0 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

整理番号 7 については、高田地区から東側約 3 9 0 m に位置する農地であります。

中間管理事業による設定であります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第 2 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第 2 号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員、白戸卓郎委員 着席 9 : 1 5)

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明いたします。

【報告第1号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので、報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明いたします。

【報告第2号について説明】

会長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和5年1月12日

田舎館村農業員会

会 長

福 士 真 規 

議事録署名者

委 員

田 澤 隆 

委 員

白 戸 陽 平 